## 本号で公布された法令のあらまし

◇**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第四二号）（環境省）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第三七号）（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成二六年六月一日とすることとした。

◇**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四三号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第三七号）の施行に伴い、国際希少野生動植物種の個体等の変更登録及び登録票の書換交付に関する手数料の額を定める等することとした。（本則関係）

2　この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年六月一日）から施行することとした。

## 政令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年二月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第四十二号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年六月一日とする。

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年二月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第四十三号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条各号を次のように改める。

一　個体等（次号に掲げる器官を除く。）についての登録　一の個体等につき三千二百円

二　別表第六のロクソドンタ・アフリカナ（アフリカゾウ）の項に掲げる個体等のうち牙（平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。）についての登録　一の原材料器官等につき千六百円

三　変更登録又は登録票の書換交付　一件につき千五百円

四　登録票の再交付　一件につき千五百円

**附　則**

この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

## 省令

**○法務省令第一号**

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日
法務大臣　谷垣　禎一

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条**　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表宇都宮地方法務局の部栃木支局の款同支局の項中「壬生町　岩舟町」を「壬生町」に改める。

別表大津地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「草津市　栗東市」を「草津市　守山市　栗東市　野洲市」に改め、同款守山出張所の項を削る。

**第二条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「、守山出張所」を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

**○防衛省令第一号**

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号及び国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において準用する同法第六条の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十一日
防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

**第一条**　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第七条第一項第一号」の下に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号」を加え、「以下」を「第二十四条第四項及び第五十九条において」に改める。

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

**第二条**　防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をしている職員

（防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部改正）

**第三条**　防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

六　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第三条第一項、裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三